

【協議事項】

No.13 本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化について
(会派年間持ち時間制の導入について)

1 定例会ごとの発言者数の上限（発言者数の割り振り）について

別添の一覧表のとおり

2 会派の所属議員数に異動があった場合の発言者数の考え方

異動後の会派所属議員数に基づき、定例会ごとの発言者数の上限の範囲内で発言できるものとする。

3 追加議案及び臨時会の質疑時間

(1) 追加議案の場合

追加議案（提案理由説明ごと）の質疑時間は、所属議員 5 人以上の会派は60分以内（2 人以内）、4 人以下の会派は30分（1 人）とする。

(2) 臨時会の場合

臨時会の付議事件を確認し、その都度、議会運営委員会において協議する。

4 質疑・質問の休憩時間の設定について

【原則】

- (1) 質疑・質問は、120分を目安に休憩を設けることとする。
- (2) 昼食に要する休憩は60分とし、午後の休憩は15分とする。

【例外】

- (1) 6 月定例会及び12月定例会の初日は、長提出議案の提案理由説明等（20分程度）が行われた後、質疑・質問が午前10時20分頃から開始されるため、午前の質疑・質問時間を90分（午前11時50分頃終了）とし、午後の再開時刻を午後 1 時とする。ただし、抽せん結果により午前の質疑・質問時間が120分（午後 0 時20分頃終了）となった場合は、午後の再開時刻を午後 1 時30分とする。

【その他の検討事項】

- 抽せん結果により、午前11時30分からの発言者が60分の発言時間となった場合
- 案 1. 午前11時30分から休憩を取り、午後 1 時から再開とする（休憩90分）
 - 案 2. 午前11時30分から休憩を取り、午後 0 時30分から再開とする（休憩60分）
 - 案 3. 午後12時30分から休憩を取り、午後 1 時30分から再開とする（休憩60分）